

私学助成制度の堅持及び拡充強化を求める意見書

私立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（以下「私立学校」という。）は、独自の建学の精神に立脚して、新しい時代に対応した特色ある教育を展開し、公教育の発展に大きな役割を果たしている。

現在、我が国では少子化、高齢化が進行し、人口が急速に減少する中で、Society 5.0時代の到来を見据え、新しい時代に向けた人材育成が求められている。

公教育の一翼を担う私立学校が、国が進める教育改革に的確に対応し、将来を担う子どもたちに、時代の変化に対応できる知識や能力を身に付けさせるためには「新たな教育」に対応した環境を整備する必要がある。このための経費を全て各私立学校が負担するには自ずと限界がある。私立学校が今後とも我が国教育の先駆的实践と健全な発展に寄与し、将来を担う優れた人材を育成するためには、財政基盤の安定が必要不可欠である。

そのため、私立学校振興助成法第一条に規定する教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めていくことが強く求められている。加えて、本年十月に消費税が十パーセントに増税され、そのまま私立学校の負担増につながるなど、一層厳しい局面に立たされている。

よって、国会及び政府におかれては、私立学校における教育の重要性を認識され、教育基本法第八条の「私立学校教育の振興」を名実共に確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持し一層の充実を図るとともに、私立学校の教育環境の整備充実や、その保護者の経済的負担の軽減のための就学支援金制度の拡充強化を図るよう強く要望する。右、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出する。

令和元年十月三日

大分県議会議長 麻 生 栄 作

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長 山 東 昭 子 殿
内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣 高 市 早 苗 殿
文 部 科 学 大 臣 萩 生 田 光 一 殿